

ねんと
2023年度

りゅうがくせい てび
留学生の手引き



開智国際大学

KAICHI INTERNATIONAL UNIVERSITY

もくじ
目次

1. はじめに.....	3
2. 留学生としての基本事項.....	4
① 留学生としての心得.....	4
② 在留カードを常に携帯しよう(持ち歩こう).....	4
3. 学修・大学生活に関すること.....	5
① 学修状況の把握【勉強】.....	5
② 授業料等の納付【学費】.....	7
③ 大学生活における手続き【提出書類】.....	7
4. 在留資格に関する申請手続き：在留カード.....	10
< 留学ビザ更新の手続き >.....	11
(1) ビザ更新申請について.....	11
(2) 申請場所.....	12
(3) 審査結果.....	12
(4) 資格外活動許可(アルバイト).....	13
◆ 日本での就職について.....	14
(6) 再入国許可(「みなし再入国許可制度」).....	15
(7) 在留カード再交付.....	15
(8) 住居地の届出(引っ越し).....	16
5. 国民健康保険について.....	17

きんきゅうじ たいおう	18
6. 緊急時の対応	18
こうつうじこ ばあい	
①交通事故にあった場合	18
こうつうじこいがい きんきゅうじ ばあい	
②交通事故以外の緊急時の場合	19
にゅういん ばあい	
③入院する場合	19
れんらくさきいちらん	
7. 連絡先一覧	20



1. はじめに

ようこそ開智国際大学へ。これから皆さんは、学生生活を開智国際
大学で過ごすこととなります。

この手引きには、本学で学生生活を送るために必要なことが書か
れていますので、よく読んでください。皆さんの日本留学の経験が
有意義なものとなるよう、この手引きを活用してください。

なお、この手引きに記載されている内容を読んでいなかったこと
や、正しく理解できていなかったことによって、皆さんに不利益が
生じた場合でも、大学は責任を負うことはできませんので、十分に
注意してください。

内容について不明な点がある場合は、必ず事務室に来て質問して
ください。

2. 留学生としての基本事項

① 留学生としての心得

留学生である皆さんは、日本に滞在している間は、日本の法律や大学の規則に従わなければなりません。法律や規則に違反した場合は、たとえ故意（わざと）でなくても、その事実に基づき処分を受けることとなります。処分を受けた場合は、本学学生の身分を失うこともあります（大学を辞めなければなりません）。本学学生の身分を失った場合は、**在留資格「留学」も失うことになり、直ちに帰国しなければなりません。**常に、留学生であることを自覚し、日本の法律・規則を守って行動するよう心掛けてください。

② 在留カードを常に携帯しよう（持ち歩こう）

留学生である皆さんは、在留カードを常に携帯し（常に持ち歩き）、警察等から要求があった場合には提示しなければなりません。これは日本の法律で定められており、守らなければ法律違反となります。

----- 入国管理法（出入国管理及び難民認定法） -----

第75条の2 在留カードを提示しなかった（見せなかった）場合

1年以下の懲役 または 20万円以下の罰金

第75条の3 在留カードを携帯しなかった（持ち歩かなかった）場合

20万円以下の罰金

在留カードは身分証としての役割を果たします。学生証とともに、毎日、どこ

に行く時も、持ち歩きましょう。

3. 学修・大学生活に関すること

① 学修状況の把握

【勉強】

大学では、皆さんの履修登録状況や授業への出席状況を把握し、必要に応じて個別指導を行います。

登校確認をしない場合や授業への欠席が多い場合、単位修得数が少ない等の場合は、在留資格の更新ができなくなる場合がありますので、大学から連絡があった場合は、必ずその指導に応じてください。

また大学に来た際には必ず窓口で登校確認をしてください。



登校確認とは

事務局窓口で学生証をバーコードリーダーで読み取ってください。

入国管理局へ登校の有無を報告しますので、登校した日は必ず毎日行ってください。

ちゅうい 【注意】

単位修得数が少ないと入国管理局における在留期間更新が許可されない等の事態に繋がりますので、単位取得が難しいと感じたら早めに相談してください。

大学窓口 問い合わせ先は 20 ページ

理由なく3か月授業に来ないと、除籍になります

1. 4週間、登校確認を受けずにいると、留学生に電話かメールで警告通知を行います。
また、ゼミ教員にもあわせて連絡します。
2. 6週間および8週間、登校確認を受けずにいると、留学生に警告文を送付します。
また、ゼミ教員にもあわせて連絡します。
3. 3か月間登校確認を受けずにいると、学則第35条に基づき、長期間にわたり行方不明の者として「除籍」となり、大学から入国管理局および文部科学省へ報告します（これを受けて入国管理局では調査に入ります）。
「除籍」になると、速やかに帰国しなければなりません。正当な理由のないまま日本に滞在している場合は「強制退去」の対象となります（法律違反となり、強制的に国に帰らされます）。
4. 授業に出席していても登校確認をしないと、1～3の対応をしますので、必ず登校確認を行ってください。

大学に登校する日は……

- ・ 忘れずに登校確認を受けよう。
- ・ 学内の掲示板（1号館廊下と事務局前）を見よう。

大学から届くメールは、必ず確認し、返信しよう。

大きな地震や台風が発生した時など、緊急時には大学のホームページで最新情報を確認しよう。<https://www.kaichi.ac.jp/>

② 授業料等の納付 **【学費】**

授業料等は、本学より送付される「学納金納入指定振込用紙（振込依頼書）」により、毎年前期分は4月1日までに、後期分は10月1日までに所定の銀行口座に納付（振り込み）しなければなりません。

学費の詳細については、入学試験受験時の募集要項および2月・8月に送付する案内を確認してください。

※ 授業料等が未納の場合は、すべての奨学金等の受給資格がなくなり、**ビザを更新する**

ための書類も発行できません。各証明書も発行できません。

※ 学則第35条に基づき、督促してもなお授業料等の納付がない場合は、「除籍」となります。

不明点は、総務会計課（事務局窓口）にお問い合わせください。

③ 大学生活における手続き **【提出書類】**

留学生の皆さんが日本に滞在している間には、日常生活、学修・学生生活、各種手続きなどのさまざまな場面で、事故や病気等の困難に遭遇する（あう）ことがあります。

万一、皆さんが何らかの問題やトラブルに巻き込まれた場合、本学は可能な限りサポートに努めますが、皆さんに対して適切な支援・援助を行うためには、日頃から皆さんの生活・学習状況等を把握し、正確な在籍管理を行っておくことが必要です。そのために自分でも大学内外での手続きをよく理解して、大学生活を送るようにしてください

がくせきかんり かん だいがく ていしゅつしよるい
【学籍管理に関する大学への提出書類】

だいがく だ しよるい
大学に出さなければならない書類

まいとし がつ
● 毎年4月

りゅうがくせい
留学生シート

じゅうしょ れんらくさき きんきゅうれんらくさきなど きほんじょうほう かくにん
住所・連絡先・緊急連絡先等の基本情報を確認します。

うま そうしん
右記のQRコード、もしくは、KIWI-net から送信してください。



ざいりゅうきかん こうしん としき じゅうしょ でんわばんごう
● 在留期間を更新した時、住所、電話番号、アルバ

さき りゅうがくせい しんこく ないよう へんこう
イト先など、留学生シートで申告した内容に変更が
あつた時

りゅうがくせい へんこうとどけ
留学生シート変更届

か き へんこうないよう
下記のQRコード (Google Form) から、変更内容

そうしん
を送信してください。

じゅうしょ でんわばんごう へんこう きんきゅうじ れんらく と ゆうびんぶつ とど など
住所・電話番号が変更されないと、緊急時に連絡が取れない、郵便物が届かない等、

みな ふりえき しょう かなら わす てつづ
皆さんに不利益が生じることがありますので、必ず忘れずに手続きをしてください。

★ じゅうしょ か ばあい あたらしいじゅうしょ きさい ざいりゅう しゃしん かなら いっしょ
住所が変わった場合には、新しい住所が記載された在留カードの写真も必ず一緒に
そうしん
送信してください。

ていしゅつ しよるいなど げんじゅう ほご かんり しえん えんじょ りよう
※提出された書類等は厳重に保護・管理し、支援・援助にのみ利用します。



●一時帰国（国に帰る）または、海外渡航（他の国に行く）するとき

かがいとうこうとどけ
海外渡航届

帰国／海外渡航中の緊急時対応のため、渡航期間や連絡先等を確認します。

KIWI-net からダウンロードし、記入後、ゼミ担当教員に渡してください。

KIWI-net → 文書ライブラリ → 10 留学生 → (1) 提出書類・証明書 → 海外渡航届

みほん 見本		提出日 20 年 月 日			
		海外渡航届			
学 年	学年	学籍番号		国 籍	
氏 名			携帯電話	-	-
日本での緊急連絡人		氏名：	携帯電話： - -		
出国予定日	月	日	出国予定便名		
帰国予定日	月	日	帰国予定便名		
渡航先（国名）					
渡航目的					
ゼミ担当教員		印	備 考		

この他にも必要に応じて書類の提出を求められる場合があります。その際はすみやかに提出してください。

4. 在留資格に関する申請手続き：在留カード

本学では、留学生のみなさんの在籍管理を適切に行い、サポートをします。

しかし残念なことに、在留資格「留学」で認められていない活動を行う学生や、行方不明の学生（不法滞在者）などが日本で大きな問題となっています。認められた活動以外を行うことは法律違反になり、違反が発覚すると、ビザが取り消されるだけでなく、今後のビザ取得もできなくなってしまいます。

留学生である自覚をもって決められた範囲内での活動を行い、勉学に励んでください。

在留期限が過ぎた場合は、不法滞在で「強制退去」の対象となります。自分でも在留期間をしっかりと管理し手続きを行ってください。

留学生の皆さんは様々な国・地域から開智国際大学に来ているため、各自の在留状況は皆さんそれぞれ異なります。大学でもできる限りのサポートは行っていますが、ビザの申請に関する個別の事例で分からないことがあれば、各自が責任をもって入国管理局インフォメーションで確認の上（確認したあと）、大学に相談してください。

入国管理局 問い合わせ先は 20 ページへ

＜留学ビザ更新の手続き＞

(1) ビザ更新申請について

留学ビザの在留期間は10種類

4年3月・4年・3年3月・3年・2年3月・2年・1年3月・1年・6月・3月

在留期限が過ぎてしまうと、日本にはいられなくなり、直ちに帰国しなければなりません

ので、そのようなことがないように充分注意してください。

在留期間更新は、自分で入国管理局へ申請しなければなりません。

※ アルバイトをするための「資格外活動許可」に関する申請も同時に行うことができます。

「資格外活動許可」がないとアルバイトはできません。

① 自分の在留期限を確認しよう。

② 申請から許可が出るまで、2週間から1か月かかります。

計画的に申請しましょう。

③ 在留期限の3か月前から申請できます。

在留期限の3か月前になったら、教務学生課から申請に関する通知メールが届きます。

メールを確認したら、事務局にお越しなる日時を返信してください。

(2) 申請場所

とうきょうしゅつにゆうこくざいりゅうかんりきょく
東京出入国在留管理局

じゅうしょ とうきょうとみなとくこうなん
住所：東京都港区港南 5-5-30

でんわ 0570-034259 (りゅうがくしんさぶもん)
電話：0570-034259 (留学審査部門)

うけつけ 9:00~16:00 (げつようび きんようび)
受付：9:00~16:00 (月曜日~金曜日)

2 階 Aカウンター (きよかしやういんうけとり) Bカウンター (ざいりゅうきかんこうしんしんせい)
(許可証印受取) (在留期間更新申請)

Dカウンター (ざいりゅうこうしん)
(在留カード更新)

(3) 審査結果

はがきで申請者本人宛に通知されます。通知が届いたら入国管理局で手続きし、速やかに教務学生課に新しい在留カードのコピー（両面）を提出してください。

新しい在留カードのコピーが提出されないと、在留期限が更新されたかどうか確認できないため、大学には在籍できません。



(4) 資格外活動許可 (アルバイト)

アルバイトをする場合は、必ず事前に「資格外活動許可」を得る必要があります。「資格外活動許可」は、ビザ更新の時に申し込むことができます。

許可を得ずにアルバイトをしたり、許可された範囲を超えてアルバイトをしたりした場合は、「強制退去」の対象となる可能性がありますので、充分注意してください。

留学生のアルバイト時間の上限は、以下のように法律で決められています。

★労働時間は1週間につき28時間以内

ただし、以下の長期休業期間内のみ、1日につき8時間(週40時間)まで可能です。

夏期 7月21日～9月20日

冬期 12月21日～1月10日

春季 3月16日～3月31日

☞長期休業期間証明書は事務局窓口で受け取るか、KIWI-net から印刷できます。

大学の授業に支障のない範囲で行ってください。

風俗営業又は風俗関連営業が行われる場所でのアルバイトは不可(してはいけません)

(例) パチンコ屋、麻雀屋、スロットマシン・ゲーム機設置業等、バー、

スナック、ソープランド、その他店内の照明が暗く、いかがわしい店等

～ブラックバイトに注意しよう～

- ▲ アルバイトが忙しすぎて授業やゼミに出ることができない。
- ▲ 給料を現金で支払えばわからない、と言ってアルバイト時間超過を強要する。
- ▲ 休み時間がない、残業代がもらえない。

このようにアルバイトの仕事が学生生活に支障をきたす場合や、契約書の内容と違う場合は、すぐに周りの先生や事務局に相談してください。

開智国際大学では本学学生専用のアルバイト紹介システムを導入しています。

無料で会員登録ができます。大学が認めたアルバイトだけが紹介されています。

詳しくは学内の掲示板を見てください。



◆日本での就職について

日本で就職する場合、就職活動「しゅうかつ」をしなければなりません。

「しゅうかつ」は日本独特の形式で行われますので、きちんとやり方を理解し行動できるようになるまでに大変時間がかかります。また、日本人学生と同じ採用方法となりますので、高い日本語力がなければ就職できません。そのため「しゅうかつ」のやり方を知ること、2年生の12月の日本語能力試験までに「N1」を取得することが大変重要になります。

大学では、必修の「日本語A～E」の他に、留学生の皆さんの「しゅうかつ」の知識習得のための「キャリアデザインⅠ～Ⅳ」を設けています。

日本での就職を希望する方はこれらの科目を可能なかぎり、履修してください。とくに、「キャリアデザインⅣ」には（留学生）クラスがありますので、必ず履修をすること。

また、就職活動「しゅうかつ」については、キャリアセンターが皆さんのお手伝いをします。不安なことがあれば、キャリアセンターに相談してください。



アルバイトをすることは、知識やスキルを身につけられるよい機会です。

しかし、みなさんは勉強をするために留学ビザで日本に来ているため、留学生がアルバイトをしてよい時間の上限は、13ページにあるとおり、法律で決められています。

就職活動をして、就職先が決まっても、学生の頃に、法律で決められた労働時間をこえてアルバイトをしていた場合は、就職（内定）が取り消されてしまいます。

アルバイト先での労働時間は、絶対に守りましょう。

(7) 住居地の届出（引っ越し）

住居地を定めてから14日以内に在留カードを持参の上（持ち）、住居地の市区町村窓口（市役所等）で手続きしてください。

- ① 今までの住居地の市区町村窓口で転出の届け出

転出届（その地区から出る届）

引っ越ししたら、必ず近くの郵便局で転居届を出してください。

1年間、古い住所あての郵便物等を新しい住所に無料で転送してくれます。

- ② 変更後の住居地に移転した日から14日以内に在留カードをもって、移転先の市区町村窓口で手続き

転入届（その地区に住む届）

※同じ市区町村の中で引っ越しする場合（例えば、

柏市のアパートから柏市の別のアパートに引っ

越し場合）は、「転居届」を提出します。



5. 国民健康保険について

日本に3か月以上在留する外国人は「国民健康保険」に加入しなければいけません。

国民健康保険に加入していると、病気や怪我をした時に、お金の心配をすることなく病院で診察や治療を受けることができます。(国民健康保険加入者の医療費負担は $\boxed{3割}$)

例えば風邪で病院を受診した場合、保険に加入していないと1回の受診で5,000円程かかります。虫歯の治療費も1本数万円かかることがあります。そのため、日本に住む全ての人は、何らかの「医療保険」に加入することが法律で定められています。

1. 加入にあたって

① 加入手続き

居住地の役所(市役所、区役所、町役場等)へ行き、国民健康保険課で加入手続きを行ってください。手続きには「在留カード」「パスポート」が必要です。

② 保険料の負担

国民健康保険の加入者は、毎月、保険料を納める必要があります。保険料は所得(収入)に応じて決定され、留学生の場合は「所得」がないことを申告すれば保険料が減額される制度もあります。減額制度の有無等については市区町村によって異なりますので、加入手続きの際に各自で確認してください。なお、被保険者資格を有した月(居住地の役所へ外国人登録を行った日)から保険料を納めなければなりません。加入手続きが遅れた場合、保険料をさかのぼって納めなければなりません。

③ 「国民健康保険被保険者証」

加入手続きが完了すると、「国民健康保険被保険者証(保険証)」が交付されます。医療機関(病院)で診療を受ける際は、必ず保険証を提示してください。

2. 高額な医療費

病気や怪我の症状が重く入院した場合、医療費が高額になる可能性があります。国民健康保険に加入していれば、1ヶ月に1つの病院（同診療科）で支払った医療費が基準額を超える場合に限り、「高額医療費」の申請により払い戻しを受けることができます（お金が戻ってくる場合があります）。詳しくは住居地の役所へ問い合わせてください。

6. 緊急時の対応

日本での生活を送る中で、時には事故や事件に巻き込まれたり、災害に見舞われたりと、緊急の対応を必要とする場面に遭遇することも考えられます。緊急事態が起こった場合、まずは落ち着いて、適切に行動するよう心掛けてください。

① 交通事故にあった場合

学生の交通事故の多くは、自転車や原付バイクでの走行中に自動車と接触する事故です。皆さんが被害者となることもあります。皆さんの無謀な運転（交通ルール違反）が原因で事故が起こる場合もあります。

交通事故の対応において、理解の難しい法律用語が使われることがあります。言葉の意味が理解できないまま対応することは絶対に避けてください。内容を正しく理解するために、わからない言葉がある場合はその都度必ず確認してください。

- ケガをしている人がいる場合、消防署へ連絡し、指示に従う。
- 事故発生について警察へ連絡し、指示に従う。
- 大学へ連絡し、指示に従う。
- 事故に関係している人（相手）と連絡先を交換し、今後の対処（保険会社等）について確認する。
- 落ち着いたら速やかに事故の経過を大学へ報告し、援助が必要な場合は申し出る。

② 交通事故以外の緊急時の場合

事件・事故、災害(地震、津波)などの緊急事態は、予測できない場合がほとんどです。状況を冷静に判断し、対応してください。必要に応じて周囲の人に助けを求めたり、警察、消防署(救急車)、大学に連絡したりして、指示を受けてください。

③ 入院する場合

病気やケガで入院する場合は、必ず大学へ連絡をしてください。授業・試験への欠席の対応や、各種手続きが必要となる場合があります。長期入院となる場合は、学業・ビザの更新にも影響しますので連絡を怠らないよう注意してください。

＜緊急時の連絡先＞

警察 : 110

消防署(救急車・消防車) : 119

※携帯電話から連絡する場合、現在位置を正確に伝えてください。



7. 連絡先一覧

確認したいことがある時は、以下の問い合わせ先に連絡してください。

留学生向けの情報は、KIWI-net でも公開しています。

KIWI-net → 文書ライブラリ → 10 留学生



- 開智国際大学 <https://www.kaichi.ac.jp/>

〒277-0005 千葉県柏市柏 1225-6 TEL : 04-7167-8655

授業・学修について → **教務学生課** <gakusei@kaichi.ac.jp>

学費について → **総務会計課** <soumu@kaichi.ac.jp>

就職について → **キャリアセンター** <career@kaichi.ac.jp>

不安や悩みについて → **学生相談室** <soudan@kaichi.ac.jp>

- 入国管理局 <http://www.immi-moj.go.jp/info/index.html>

外国人総合在留インフォメーション 在留資格、在留カードに関するお問い合わせ

TEL : 0570-013904 <info-tokyo@i.moj.go.jp>

外国人総合相談支援センター 英語、中国語、ベトナム語などで相談可能

TEL : 03-3202-5535

- 緊急時の連絡先

警察 TEL : 110

消防署 (救急車・消防車) TEL : 119

こま とき
困った時は…

日本での生活や大学での勉強について

ビザ更新など、在留資格について

アルバイトなど、大学以外のことについて

わからないことや相談したいことがある場合

→ まずは自分で、本紙「留学生の手引き」や「GUIDEBOOK」を確認し、知りたい情報が記載されていないか調べてください。それでもわからないことがあれば、ゼミ教員や事務局に連絡してください。個人的な悩みを相談したい場合やカウンセラーと話したい場合、2号館にある「学生相談室」を利用することもできます。

※ 一人で悩まず、周りの人に相談してください ※